

伊達市土地開発公社所有地の公売

問 財政課契約管財係（市役所2階 ☎23-3331 内線224）

伊達市土地開発公社の所有地を、個人と法人を対象に2月26日を入札日として募集しましたが、入札参加希望がなかったため、最低売却価格を下げて再度入札を行います。

申込書の交付 財政課契約管財係

土地の所在など

舟岡町304-7、舟岡町304-8、舟岡町304-9
計3筆

地目 いずれも宅地
面積 1,079.58㎡
最低売却価格 2,634万円

用途地域など

市街化区域 第1種低層住居専用地域
建ぺい率 60% 容積率 200%
接道 道道南黄金長和線（779号）
上水道 引込管あり
下水道 公共汚水枡設置済み
物件の引渡し 現状引渡し
その他 歩道切り下げ1カ所のみ
植樹帯あり

入札をご希望の方は

入札参加対象者

日本国民、日本国内に所在する法人

入札執行日時 5月21日(火)午前11時

入札場所 市役所3階第3会議室B

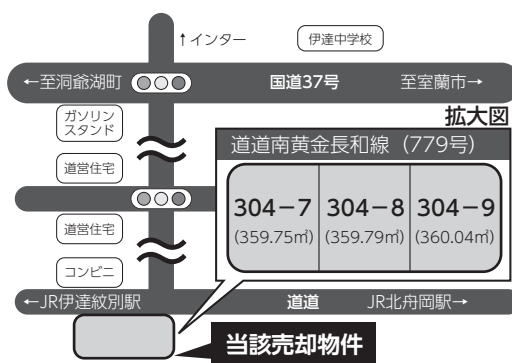
申込書交付・受付日時

5月1日(水)～15日(水)

午前8時45分～正午、午後1時～5時

(土・日・祝日の閉庁日を除く)

※その他詳しい資料は入札参加の申込書と一緒に
配付します



「ものづくり創出支援事業補助金」を活用してみませんか

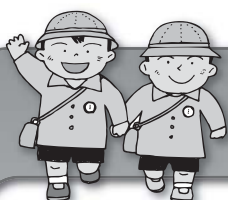
問 財室蘭テクノセンター（☎0143-45-1188）

商工観光課商工観光係（第2庁舎 ☎23-3331 内線534）

ものづくり創出支援事業とは、市と室蘭テクノセンターが連携し、中小企業などの新製品・新技術の研究開発や新規事業化などを支援する制度です。下記の内容で事業を募集しますので、ぜひご利用ください。
対象者 中小企業者など 募集期限 5月15日(水)

【補助事業一覧】

事業名	事業内容	助成基準等	
		補助率	限度額
開発の芽育成支援事業	製品・技術の新規開発または大幅な改善に対する調査・研究など（製品、技術の確立が認められるものを除く）	4 / 4 以内（1年目） 3 / 4 以内（2年目）	80万円（1年目） 60万円（2年目）
製品・技術事業化支援事業	市場投入の実現性が高い新製品・新技術の開発など	2 / 3 以内	200万円
商品化推進支援事業	①マーケティング調査などの需要調査など ②新製品のデザイン開発や既存デザイン改善など ③食品に関する新商品の開発など	3 / 4 以内	①・②100万円 ③30万円
市場開拓支援事業	製品・技術展示会などの出展	1 / 2 以内	50万円
	ホームページ・パンフレット作成など		30万円
	公的商談会などへの派遣など		5万円
ものづくり創業支援事業	ものづくりに関する事業展開のための事務所経費	1 / 2 以内（助成期間 2カ年以内）	5万円/月
ものづくり技術・技能習得研修支援事業	先進企業・試験研究機関への技術などの習得のための派遣や、専門技術者招聘による人材育成など	1 / 2 以内	40万円
ものづくり資格取得支援事業	技能士資格取得のための検定料など	1 / 2 以内	10万円/社
検査測定支援事業	新商品、商品の大幅な改善に係る性能検査のために実施する試験依頼など	1 / 2 以内	5万円/社



地域で子どもを守りましょう！

～伊達市青少年指導センターからのお知らせ～

問 生涯学習推進課青少年・体育係（第2庁舎☎23-3331 内線511）

巡回指導

市青少年指導センターでは、青色回転灯装備車での巡回指導のほかに、地域住民の方々や関係機関と連携・協力をし、青少年の健全育成や子どもたちを犯罪被害から守るためのさまざまな活動に取り組んでいます。

伊達市家庭の日

毎月第3日曜日を、家庭の大切さや役割について改めて考える「伊達市家庭の日」としています。

子ども110番の家

子どもが不審者から追いかけられたり、危険な場面に遭遇したときに、近くのお店や民家に逃げ込む制度です。

【子どもがかけ込んできたら】

- ① かけ込んできた子どもをまず保護してください。
- ② 最寄りの交番（警察）へ連絡してください。
- ③ ケガをしていたら、119番へ連絡してください。
- ④ 市青少年指導センターへご連絡ください。

子どもテレフォン相談

相談員によるテレフォン相談を行っています。

誰にも言えず悩んでいる子どもからの相談のほか、保護者からの相談も受け付けます。

情報は固く守られます。

専用ダイヤル ☎22-2525

- 相談日…平日
- 時間…午前9時～午後5時
- ※ 上記以外は留守番電話対応

不審者情報の配信

不審者の出没情報などを、パソコンや携帯電話にメールで送信しています。

【登録手順】

パソコン 市ホームページのトップページ《電子行政サービス》からお入りください。

携帯電話 QRコードをご利用ください。



守ろうごみ出しルール

問 環境衛生課環境衛生係（第2庁舎☎23-3331 内線548）

大型ごみの出し方、ご存知ですか？

大きくてごみ袋に入らないときは「ごみ処理券」を直接ごみに貼り付けて出すことができます。

「燃えないごみ」の収集日に集めますので、最寄りのごみステーションへ出してください。

詳しくは4月にお配りした「家庭ごみの出し方と分け方」をご覧ください。

ご注意ください

- ごみ処理券の盗難や他の利用者の迷惑となるのを避けるため、必ず収集日当日の朝にごみステーションに出してください。
- 引っ越しなどで大量のごみが出るときには、ご自身で処理施設へ持ち込むか、廃棄物収集運搬許可業者へ依頼してください。

家電リサイクル法対象製品の処分方法

家電リサイクル法でリサイクルが義務づけられている廃家電製品（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）は市では回収できません。

これらの製品の適正処分を進めるため、伊達市では室蘭市、登別市とともに三市家電リサイクル推進連絡会を設立しています。家電リサイクル推進連絡会の加盟店が引き取りについて相談に応じていますので、お気軽にご利用ください。

相談するときは、次の点に注意してください。

- ① 加盟店では市民が自ら持ち込んだものを引き取ることにしています。
- ② 引き取りには法律で定められたリサイクル料金と別途運搬料が必要です。
- ③ 加盟店の事情で自宅などへの引き取りが出来ないときは、代わりに一般廃棄物収集運搬業許可業者をご紹介します。

※詳しくは、担当課までお問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください